

海上生簀用コンセント電源設備設置業務仕様書

1 業務名 海上生簀用コンセント電源設備設置業務

2 業務場所 香川県水産試験場 高松市屋島東町75-5

3 履行期間 契約締結日から令和8年10月30日まで

4 業務内容

受注者は、香川県水産試験場内の海上生簀におけるコンセント付き電源設備の設置業務を実施するものとする。

本業務には、現地調査、施工計画の作成、電源設備の設置、配線工事、接地工事、機器の取付け、試運転、動作確認及びこれらに付随する一切の作業を含むものとする。

5 設置設備の数量及び規格

(1) 設置数量 海上生簀用コンセント付き電源設備 一式 (別添図面参照)

名称		規格	数量	単位	備考
厚鋼電線管	G	28	約 20	m	
合成樹脂可とう電線管	PFD	22	約 167	m	
合成樹脂可とう電線管	PFD	28	約 41	m	
合成樹脂可とう電線管	PFD	42	約 91	m	
同上付属品・支持材			1	式	
ケーブル	EM-CE	3.5sq-3c	約 115	m	
ケーブル	EM-CE	5.5sq-3c	約 254	m	
ケーブル	EM-CE	14sq-4c	約 54	m	
露出コンセント	接地極付	125V・15A 2口	9	個	Panasonic : WK3004W 相当品
コンセント収納箱	SUS 製		9	個	日東工業 : S012- 1525SA 相当品
プルボックス	SUS 製、水切り防水型	200×200×200	7	個	
プルボックス	SUS 製、水切り防水型	300×300×300	3	個	
ケーブル・ボックス支持材			1	式	
分電盤	SUS 製	主幹 : MCCB50AT×1 分岐 : ELCB20AT30mA×6	1	面	
引込柱	ベース式	L=4.5m 89φ	1	本	Panasonic : DYDX4410 相当品 ※水産試験場と浮棧 橋の間の配線の地上 高は、「4メートル 以上」とすること。

(2) 主要機器及び規格

ア コンセント盤

- ・屋外用防雨型とし、海上環境に適した防食性能を有すること。
- ・必要な回路保護装置を備えること。
- ・施錠可能な構造又はこれに準ずる防護性能を有すること。

イ コンセント

- ・屋外用防雨型とし、接地極付きとすること。
- ・使用環境に応じた耐塩害仕様とすること。
- ・必要に応じて防水カバーを設けること。

ウ 配線用遮断装置及び漏電遮断装置

- ・関係法令及び電気設備技術基準に適合すること。
- ・負荷設備に応じた容量及び感度電流を有すること。

エ 電線・ケーブル

- ・屋外及び海上環境に適した耐候性、耐水性及び耐食性を有するものとする。
- ・配線方法は、施設の状況に応じて適切に選定すること。

オ 接地工事

- ・必要に応じて接地極を設け、関係法令に適合するよう施工すること。
- ・接地抵抗値は、法令及び技術基準に適合すること。

6 電気工事仕様

- (1) 受注者は、電気工事士法その他関係法令を遵守し、必要な資格を有する者により施工を行うこと。
- (2) 使用する機器及び材料は、関係法令、電気設備技術基準その他関係規格に適合したものとし、かつ、十分な耐久性及び耐候性を有するものであること。
- (3) 屋外及び海上環境で使用する機器、配線器具、配線材料等は、塩害及び湿気に対して十分な防護性能を有するものとし、必要に応じて防水、防湿及び防食対策を講ずること。
- (4) 配線工事に当たっては、既存設備への影響を最小限とし、安全かつ確実な施工を行うこと。
- (5) 電源の接続に当たっては、過電流保護、漏電保護その他必要な保護装置を適切に設け、事故防止に配慮すること。
- (6) 接地工事を要する場合は、関係法令及び電気設備技術基準に適合するよう適切に施工すること。
- (7) 配線の支持、固定、保護及び接続部の処理は、長期使用に耐え得るよう適切に行うこと。
- (8) 施工完了後は、絶縁抵抗測定、動作確認その他必要な試験を実施し、異常のないことを確認すること。
- (9) 施工により既存施設、設備又は周辺環境に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状回復すること。

7 作業条件

- (1) 受注者は、業務着手前に現地調査を実施するとともに、発注者と事前打合せを行い、施工方法、作業工程、安全対策その他必要な事項について十分に確認すること。
- (2) 受注者は、当該業務の実施に伴い発生した廃材、梱包材その他の不要物について、関係法

令を遵守の上、自己の責任において適正に処分すること。

- (3) 受注者は、作業の実施に当たり、感電防止、転落防止、飛来落下防止その他必要な安全対策を講じ、事故防止に万全を期すること。
- (4) 受注者は、天候その他やむを得ない事由により作業の実施が困難となる場合は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (5) 受注者は、業務完了後、施工報告書（写真を添付したもの）を発注者に提出すること。
- (6) 受注者は、関係法令、条例、規則等を遵守し、発注者の指示に従い誠実に業務を履行すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、発注者の指示に従うこと。
- (2) 業務の実施に当たっては、施設利用者、周辺環境及び既存設備に十分配慮すること。
- (3) 本業務に必要な諸経費については、すべて受注者の負担とする。
- (4) この仕様書に記載のない軽微な事項であっても、業務の実施上当然必要と認められるものについては、受注者の負担において実施すること。